

八幡浜地区施設事務組合職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

〔 令和 3 年 1 1 月 2 9 日
規 則 第 9 号 〕

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 8 条第 1 項の規定に基づき、職員に対する営利企業（同項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）への従事等に係る任命権者の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の営利企業への従事等に係る許可については、八幡浜市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（令和 3 年八幡浜市規則第 4 2 号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、任命権者により法第 3 8 条第 1 項の規定による営利企業への従事等に係る許可を受け、現にその効力を有するものは、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。